

ふるさと納税ワンストップ特例非該当による
寄附金控除適用手続き先フロー図

申告特例非該当理由
(下記 1～4)

1
「市民税・府民税の申告書(※)」
または「所得税の確定申告書」
の提出があったため

※「市民税・府民税の申告書」を提出し、
ふるさと納税の寄附金額を申告した場合は、
寄附金控除が適用されているため手続き不要

所得税の確定申告で
ふるさと納税の寄附
金額を申告しましたか？

はい

所得税の確定申告書
第二表の住民税に関
する事項欄に金額を
記入しましたか？

はい

手続き不要
(寄附金控除適用済のため)

いいえ

市役所で手続き

いいえ

所得税額が
ありますか？

はい

管轄の税務署で手続き

いいえ

市役所で手続き

2
6以上の都道府県・市区町村
から申告特例通知書の送付があ
ったため

確定申告書を
提出しましたか？

はい

申告特例非該当理由
の「1」へ

いいえ

所得税額があります
か？(源泉徴収票に
源泉徴収税額の記載
がありますか？)

はい

管轄の税務署で手続き

いいえ

市役所で手続き

3
申告特例通知書の送付を受け
た市町村が賦課期日(当該年度
の1月1日)時点の住所地の市
町村と異なるため

当該年度の1月1日にお住ま
いの市町村へお問い合わせく
ださい

4
確定申告書を提出する義務が
あるため

管轄の税務署で手続き
※すでに確定申告書を提出済の場合は
申告特例非該当理由の「1」へ